

毎週 火曜日・金曜日（祝祭日に当たるときは翌日発行） 発行人 大分県 編集 元屋印刷株式会社 （定価 一箇年 三万八千八百八十円）

大分県報

令和七年
三月六日
号外（八）
（木曜日）

目次

条 例

大分県部等設置条例の一部改正……………一

○条 例

大分県部等設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月六日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県条例第一号

大分県部等設置条例の一部を改正する条例

大分県部等設置条例（昭和二十七年大分県条例第七十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 情報化の推進に関する事項

第六条第二項第五号を削る。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

令和七年三月六日

大分県報号外（条例）

一